

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06 - 4393 - 6330）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理点検報告制度の特例認定
概要	<p>消防法では、防災管理点検報告が義務付けられている防災管理対象物のうち、一定の期間以上継続して消防法令を遵守しているもので、管理権原者の申請に基づき、消防署長が行う検査の結果、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された防災管理対象物について、3年間、防災管理点検と報告の義務が免除されます。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3 ・消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第51条の14、第51条の16 （https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/） ・防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示（平成20年消防庁告示第22号） ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告に係る事務処理要綱（平成15年9月26日消防長訓（予）第19号）
審査基準	<p>防災管理点検報告の特例認定を受ける要件は、次のとおり、消防法（以下「法」という。）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3に規定されています。</p> <p>申請者が防災管理対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>過去3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること。</p> <p>過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。</p> <p>当該防災管理対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>「点検基準」については、消防法施行規則第51条の14及び防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示（平成20年消防庁告示第22号）に、「総務省令で定める基準」については、消防法施行規則第51条の16に規定されています。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	当該防災管理対象物が存在する所轄消防署
提出時期	防災管理点検報告特例認定を受けようとするとき
提出方法	防災管理点検報告特例認定申請書（1通）（消防法施行規則別記様式第14号）を作成し、当該防災管理対象物が存在する所轄消防署へ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	当該防災管理対象物が存在する所轄消防署
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	